

軽自動車税のお知らせ

問合せ 税務課管理係

■原付や二輪車などの税率引き上げ

平成28年度から、原動機付自転車、小型特殊自動車、自動二輪車の税率が引き上げられます。

車種区分		排気量	税額(年額)
原動機付自転車	第1種	50cc以下	2,000円
	第2種・乙	50cc超90cc以下	2,000円
	第2種・甲	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	50cc以下	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	—	2,400円
	そのほか(フォークリフトなど)	—	5,900円
二輪の軽自動車		125cc超250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車		250cc超	6,000円



■軽四輪などの車両

グリーン化特例(軽課)の導入

27年4月1日～28年3月31日に新規登録した一定の環境性能を有する車両には、燃費性能に応じたグリーン化特例(軽課)が導入されます。

車種区分	軽課対象車・税額(年額)				
	電気自動車・天然ガス軽自動車(75%軽減)	★★★★かつ32年度燃費基準+20%達成車(50%軽減)	★★★★かつ32年度燃費基準達成車(25%軽減)	★★★★かつ27年度燃費基準+35%達成車(50%軽減)	★★★★かつ27年度燃費基準+15%達成車(25%軽減)
四輪乗用(自家用)	2,700円	5,400円	8,100円	—	—
四輪乗用(営業用)	1,800円	3,500円	5,200円	—	—
四輪貨物(自家用)	1,300円	—	—	2,500円	3,800円
四輪貨物(営業用)	1,000円	—	—	1,900円	2,900円
三輪	1,000円	—	—	2,000円	3,000円

新税額と経年重課の導入

27年4月1日以後に新規登録する車両から、新税額が適用されています。また、28年度からは経年重課の税率が適用されます(電気自動車などを除く)。

車種区分	27年3月31日までに登録した車両(変更なし)	27年4月1日以降に登録した車両	登録後13年を経過した車両(経年重課)
四輪乗用(自家用)	7,200円	10,800円	12,900円
四輪乗用(営業用)	5,500円	6,900円	8,200円
四輪貨物(自家用)	4,000円	5,000円	6,000円
四輪貨物(営業用)	3,000円	3,800円	4,500円
三輪	3,100円	3,900円	4,600円

※新規登録した年月とは、初めて車両番号の指定を受けた年月です。自動車検査証では初度検査年月と記載されています。